

16～19 徴収関係各表

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年度における国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

16 国税徴収

1 国税徴収

国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

- (1) 徴収決定済額
納税義務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額
 - (2) 収納済額
収納された国税の金額
 - (3) 不納欠損額
滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅した国税の金額
 - (4) 収納未済額
徴収決定済額のうち収納済とならなかった金額（不納欠損として整理したものを除く）
- （注）関係計数については、次のとおりである。
徴収決定済額 - （収納済額 + 不納欠損額） = 収納未済額

2 物納及び年賦延納

- (1) 物納状況
相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。
 - イ 収納額
国に所有権が移転され法令による第三者対抗要件を充足した物納財産の金額
 - ロ 引継額
収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額
- （注）関係計数については、次のとおりである。
（処理のうち許可（本書） + 前年度収納未済） - 収納（本書） = 収納未済
（前年度引継未済 + 収納（本書及び外書）） - 引継 = 引継未済
- (2) 年賦延納状況
相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。
- （注）関係計数については、次のとおりである。
（前年度許可未済額 + 本年度申請額） - （更正減等、取下げ、却下の額 + 許可額） = 許可未済額

17 国税滞納

国税の滞納について期首（繰越）、新規発生、整理等の状況を示す。

- （注）関係計数については、次のとおりである。
期首滞納 + 新規発生滞納 - 整理済滞納 = 整理中の滞納

18 還付金

還付金支払決定の状況を示す。

- 支払決定済額
還付金が発生した場合において、未納国税への充当等を行った後、支払のための手続きを行った金額

19 国税振替納税

振替納税利用状況を示す。

振 替 納 税

税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書とその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する仕組みである。なお、納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関から納税者に直接送付される。